

(4) 産業廃棄物の種類別の受入基準

横浜市が処分する産業廃棄物は、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」第26条第2項の規定に基づき、受入基準等が定められています。

産業廃棄物の種類 受入基準		燃え殻	汚泥	鉱さい	ばいじん	廃プラスチック類	ゴムくず	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	がれき類	その他特に市長が適当と認めたもの
						※1		※1	※1		
1	ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されていないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	油分が付着し、又は封入されていないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	水中に投じて油膜が生じないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	水中に投じて浮遊しないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	毒物及び劇物 ^{※2} 並びに廃駆除剤 ^{※3} が付着し、又は混入されていないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性及び臭気を有しないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	中空の状態でないもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	大きさ等 おおむね最大径 15 cm 以下に破碎若しくは切断したもの又はおおむね最大径 30 cm 以下に熔融固化したもので比重 1.1 以上であるもの					○	○				
	おおむね最大径 30 cm 以下に破碎し、又は切断したもの							○	○	○	○
	おおむね最大径 30 cm 以下			○							
9	あき缶を除く							○			
10	あきびんを除く								○		
11	廃石綿等 ^{※4} を除く								○	○	
12	熱しゃく減量 15 % 以下	○									
13	粉末状のものについては、大気中に飛散しないように加湿するなど必要な措置を行ったもの	○	○								
14	水分 85 % 以下であって、流動性がないもの		○								
15	有機性汚泥にあっては、焼却施設等で熱しゃく減量 15 % 以下にしたもの		○								
16	あらかじめ、大気中に飛散しないように梱包するなどの必要な措置を行ったもの				○						
17	理化学分析の結果が判定基準に適合するもの ^{※5}	◎	◎	◎	◎						◎
18	感染性産業廃棄物については、焼却して感染性を消滅させたものであって、別表に示す判定基準に適合するもの	焼却処理後の残さ物は、燃え殻またはばいじんとなります									

※1 これら廃棄物種類は、ほとんどが安定型廃棄物に分類されますが、一部は管理型廃棄物（廃石膏ボード等）に分類されます。安定型と管理型では、処分費用は異なりますが、南本牧処分場での受入基準は共通です。

※2 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物。

※3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条第4号イ(2)(ハ)に規定する廃駆除剤。

※4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条の4第5号へに規定する廃石綿等。

※5 ◎の管理型廃棄物については、受入判定基準の適合を確認するため、事前承認手続が必要になります。（13～15ページ参照）

※ リサイクル推進の観点から、建材に再生できるコンクリートがらやスクラップになる金属くずなどは受入しておりません。